



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

不動産を相続したら かならず相続登記！

～令和6年4月1日から義務化～

不動産に関するルールが大きく変わりました

● 相続登記の義務化(令和6年4月1日～)

- ✓ 不動産を相続したことを知った日から **3年以内の相続登記**が義務になりました
- ✓ **令和6年3月以前の相続**についても義務の対象です
- ✓ 登録免許税が免税となる場合があります(～令和9年3月末)

令和9年3月末までの登記が必要です

相続・遺言に関する
手続きのご案内
(名古屋法務局
HP)



● 住所・名前の変更登記の義務化(令和8年4月1日～)

- ✓ 登記簿上の所有者の住所・名前を変更した日から **2年以内の変更登記**が義務になります
- ✓ **令和8年3月以前の変更**についても義務の対象です
- ✓ 事前に法務局に申出手続(検索用情報の申出)をしておけば、その後は法務局で住所・名前の変更登記をするサービス「**スマート変更登記**」がご利用いただけます(令和8年4月～)

個人も法人も対象です



申出手続はかんたん・便利なインターネットでの手続きがおすすめです(無料・受付中)

申出方法↑

相続登記の手続についてご案内しています

予約制

専門家に詳しく相談したい方向け

● 名古屋法務局・愛知県司法書士会 無料登記相談所(対面)

場所：本局不動産登記部門・春日井支局・
津島支局・一宮支局・半田支局・
刈谷支局

日時：名古屋法務局HPを
ご覧ください

予約方法→



● 司法書士会・土地家屋調査士会 の相談窓口

- ✓ 相続登記や遺産分割協議が必要な方、遺産相続でお悩みの方はこちら→



愛知県司法書士会
総合相談センター

- ✓ 相続した建物が登記されていなかった場合や、土地の分筆・境界についてお悩みの方はこちら→



愛知県土地家屋
調査士会
各種ご相談

自分で申請書類を作成したい方向け

● 登記手続案内(対面・電話・ウェブ)

場所：本局不動産登記部門・支局・出張所

日時：平日9時～12時

13時～16時

(閉庁日を除く)

予約方法→



登記手続案内のご利用時間は1回20分以内です。
登記手続についてあらかじめこちらのページをご確認の上、ご利用ください。



不動産を相続
した方へ



相続した土地を手放すための制度が始まりました

● 相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日～）

相談は予約制です

① 承認申請

※ 審査手数料
の納付も必要

② 要件審査・承認



③

申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

④

国庫帰属



重要!

通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は引取り不可

- (例)
- ・ 建物や障害物のある土地
 - ・ 土壌が汚染されている土地
 - ・ 権利などで争いのある土地など....

詳しくは→

相続土地国庫帰属制度



あなたが自筆で作成した遺言書を法務局で保管します

● 自筆証書遺言書保管制度

死亡前

作成した本人が遺言書
保管所に来庁して手続

遺言書

保管手数料
3,900円

保管証

法務局（遺言書保管所）



遺言書保管官

形式を
確認

画像データ化

原本保管

死亡後

交付請求

法定相続人

関係相続人等

検認不要

家庭裁判所

- ① 関係遺言書保管通知
② 死亡時通知



相談・手続には予約が必要です

自筆証書遺言 法務省

詳しくは→

相続手続をより便利に！法定相続人の一覧図を証明します

● 法定相続情報証明制度

手続案内には予約が必要です

死亡後

必要な書類を
集める

申出

戸籍謄抄本
・ 法定相続情
報一覧図など

法務局（登記所）

審査・
認証

登記官

数日後

法定相続情報
一覧図の写し
（証明書）

法定相続人等

必要な通数の証明書を無料で交付
（5年間再交付可）

法務局

法定相続情報

BANK

法定相続情報

法定相続情報

BANK

法定相続情報

法定相続情報

BANK

法定相続情報

法定相続情報

BANK

法定相続情報

法定相続情報

BANK

法定相続情報

法定相続情報

BANK

法定相続情報

法定相続情報

BANK

法定相続情報

法定相続情報

BANK

法定相続情報

法定相続情報

BANK

法定相続情報

法定相続情報

BANK

法定相続情報

法定相続情報

BANK

法定相続情報

法定相続情報

BANK

詳しくは↑

ポイント 相続手続がいくつもある場合、時間短縮に！

法定相続情報 法務局